

# 群馬県が熊谷県に

左の文書は「群馬県布達全書」のうち、熊谷県の成立について記したものです。

群馬県を廃し、熊谷県を置き、旧群馬県の土地・租税は熊谷県に引き継がなければならないこと、入間県を廃し熊谷県を置き、旧入間県の財産は熊谷県に引き継がなければならないことと、熊谷県の成立について、県庁を熊谷駅に設け、旧群馬県と旧入間県の土地・租税を引き継がなければならないことが記されています。

明治4年(1871)10月28日、廃藩置県により藩が廃止され、群馬県が誕生しました。この日を記念して、10月28日は現在「群馬県民の日」とされています。この時の群馬県は現在の群馬県と違い、新田郡(現在の太田市を中心とした地域)・山田郡(現在の桐生市を中心とした地域)・邑楽郡(現在の館林市を中心とした地域)が含まれていませんでした。

同6年(1873)に左の文書に書かれているように群馬県は入間県(現在の埼玉県西部)と合併、熊谷県となり、県庁は熊谷に置かれました。

\*布達(行政命令) / 物成(租税) / 県(省と同じ意味)

群馬県布達全書巻の一  
○第一号

明治六年六月十六日

群馬県

入間県

熊谷県

熊谷県

その県廃せられ、熊谷県置かれ候条、地所物成等、同県へ引渡し申すべき事  
その県廃せられ、熊谷県置かれ候条、地所物成等、同県へ引渡し申すべき事  
今般、その県置かれ候条、武蔵国大里郡熊谷駅へ庁を設け、旧入間群馬両県の地所物成等請け取り申すべき事

明治六年六月十五日

太政大臣三条実美

## 群馬縣布達全書卷之壹

### ○第一號

明治六年六月十六日

群馬縣

其縣被廢熊谷縣被置候地所物成等同縣へ引渡可申事

入間縣

其縣被廢熊谷縣被置候條地所物成等同縣へ引渡可申事

熊谷縣

今般其縣被置候條武蔵國大里郡熊谷驛へ廳ヲ設ケ舊入間群馬兩縣地所物成等請取可申事

明治六年六月十五日

太政大臣三條實美